

東みよし町営バス広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、東みよし町営バスの広告の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の範囲)

第2条 広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 当該広告事業の内容を、町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快な印象または危害を与えるもの
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (11) 町の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (14) その他、広告として不相当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、東みよし町営バス（徳島 220 は 107）の車内広告掲載フレーム（5 枠・別図）とする。なお、広告主は掲載位置を指定することができない。（原則として車両前方から掲載する）

(広告の規格及び表現)

第4条 広告に使用できる規格はB 3 サイズ（縦 364mm×横 515mm）用紙とする。

2 次にあげる表現は広告として使用することができない。

- (1) 町営バスの料金表や路線図など運行に関する表示に類似するもの
- (2) その他、安全運行の支障となるもの

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1ヶ月以上12ヶ月以内とする。広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。ただし、指定の期日が土日・祝日等の休日にあたる場合は、翌開庁日とする。

(広告の掲載料)

第6条 広告料金は消費税及び地方消費税込みで月額1,650円とする。（1月未満の場合も同様）

(広告の掲載料の納付)

第7条 広告主は、町が広告の掲載開始後に発行する納付書により、指定期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告の申込)

第8条 広告を掲載しようとする者は、「東みよし町営バス広告掲載申込書」に掲載しようとする広告の見本を添付し、町長に申し込むものとする。

2 広告枠数を超える申し込みがあった場合は申し込みの先着順とし、枠に空きが出た場合は随時次点を掲載するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、不快な表現を用いないよう配慮しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第10条 町長は、町営バスの運行上支障があるときは、掲載の取り消し、または内容の変更を求めることができる。

2 広告主が第2条に定める規定に反したとき、また違法行為を犯すなど、町営バスに広告を掲載するに不適当と認められる場合は、掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第11条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。ただし、悪天候や災害等による運休、点検整備等による運休の場合は除く。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

(別図)

